

違反してない？



その電動自転車モペットへ

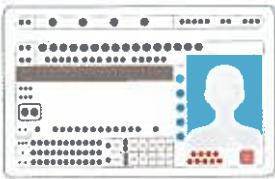
モペット（電動自転車）とは

モペットとはペダル付き電動バイクの通称で、**電動アシスト自転車とは違う乗り物です。**
そのため、道路上で乗るためにはバイクを運転できる運転免許証を携帯するほか、ヘルメット着用義務、歩道走行禁止、左側通行などの道交法が適用されます。

モペットの特徴

アクセルがついており、ペダルを回さなくとも加速できる

免許証必須



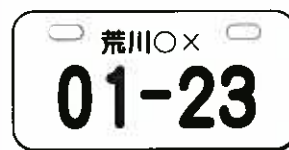
一般原動機付自転車を運転することができる免許証を取得していること

乗車用ヘルメット着用



オートバイ向けの乗車用ヘルメットの着用が必須

ナンバープレート必須



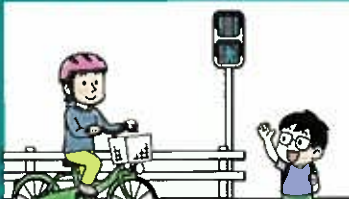
荒川区では税務課でナンバープレートを申請する

歩道走行禁止



モペットは自転車ではないので、全ての歩道で走行不可（手で押して進むことは可能）

信号・標識など厳守



信号は車両用信号を厳守、全ての標識ルールを例外なく遵守すること

自賠責保険への加入



モペットも自賠責が必須未加入・未更新で乗ると、懲役または罰金の対象

交通事故を予防する体操 股関節の内外転



膝をしっかり伸ばして水平に大きく開閉、足首は手前にそらす。上半身が反らないように、バランスを保つ。両膝を伸展し、2回足を打って戻す [4回]

ルールの無視は罰則の対象です！

お問合せ

荒川区役所 生活安全課交通安全係 03-3802-3067

